

フロン排出抑制法

2015年4月から「フロン回収・破壊法」が「フロン排出抑制法」として改正され、フロン類を使用している業務用空調機器・冷凍機器の管理者に点検が義務付けられました。

圧縮機の出力が7.5kWに満たない業務用の機器は、視認などの簡易点検だけで済みますが、フロン類を使用していれば、比較的小さな機器も法の対象となり、さらにそれ以上の出力を持つ大型の機器は有資格者や専門業者による定期点検が必要になります。年度の算定漏えい量が1,000t以上(CO₂換算)あれば所轄官庁に対して、その漏えい量を翌年度の7月末までに報告しなければなりません。



東京本社本館9階にある空調機の室外機です。銘板に第一種特定製品である旨が記載されています

東京本社の業務用空調機器は、簡易点検で済む圧縮機の出力が7.5kW以下が145台、3年に1回定期点検が必要な7.5kW～50kW未満が1台、毎年定期点検が必要な50kW以上が9台あります。また業務用冷凍冷蔵機器はすべて7.5kW以下で70台設置されています。家電リサイクル対象機器でない食堂の冷蔵庫や給茶機、またウォータークーラーなども代替フロン類を使用している第一種特定製品です。

なお、全社のフロン類を管理している部署から、それぞれの機器のフロン算定漏えい量を報告してもらい積算したところ、18年度は127.5t-CO₂でしたので、15年度から引き続き国への報告はありません(下表)。

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
233.2t-CO ₂	678.4t-CO ₂	198.6t-CO ₂	127.5t-CO ₂